

令和2年度 厚木市障がい者協議会 第2回 実務者会議

日時	令和2年7月2日(木) 午後2時～午後4時
書記	厚木市障がい者基幹相談支援センター
場所	厚木市保健福祉センター6階 ホール
出席者	<p>神奈川県精神科病院協会、厚木市身体障害者福祉協会、厚木市手をつなぐ育成会、厚木市自閉症児者親の会、精神保健福祉促進会フレッシュ厚木、厚木市障がい者福祉事業所連絡会(かがやき作業所)、厚木市・愛川町・清川村地域精神保健福祉団体連絡会(ハートラインあゆみ)、厚木地区知的障害者施設連絡会(厚木精華園)、厚木市居宅介護事業所連絡会(スマイルサポート)、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団七沢自立支援ホーム、相談支援事業所連絡会(相談支援事業所すぎな)、地域包括支援センター(荻野地域包括支援センター)、公共職業曾根安定所、県央地域就労援助センター 障害者職業・生活支援センター、厚木児童相談所、厚木保健福祉事務所、厚木市社会福祉協議会、厚木市教育委員会、厚木市福祉総務課、厚木市障がい福祉課、事務局：厚木市障がい福祉課、厚木市障がい者基幹相談支援センター</p>
<p>1 開会 事務局 資料確認 障がい福祉課課長 挨拶 進行 事務局 → 議長(相談支援事業所連絡会)</p> <p>2. 議題 (1) 障がい者福祉計画(第6期)作成における意見交換及び検討 議長挨拶 障がい福祉課より 「厚木市障がい者福祉計画(第6期)の策定方針(案)について」説明</p> <p>第6期障がい者福祉計画の基本目標について ①誰もが身近なものとして理解できるまちづくり ②障がい者が自らの意思で暮らし方を決定できるまちづくり ③誰もが共に生きる地域の一員であることを理解できるまちづくり</p> <p>第6期障がい者福祉計画の策定方針・施策の体型について 施策の方向6『居住支援の充実』が追加された。併せて地域生活支援拠点の各機能の点検、精神障がい者に対応した包括ケアシステムについてなどを検討していく。</p> <p>意見交換 ○厚木市自閉症児者親の会 ・追加された施策の方向6「居住支援の充実」について 地域包括ケアの充実とあるが地域の方々が一生懸命、対応をしてくれているが障がいへの理解も含めた不安を感じている。実際に地域包括ケアを担う為の専門性はあるのか? →精神障がい者にも対応した包括ケア社会については国が掲げている取組むべき項目。地域の相談の専門性の低さについて基幹相談支援センターや相談支援センターがカバーしながら連携で補っていく。しかし、それでも足りない部分はまだまだあると思われるので今後も適時に検討し目標に近づけていく。</p>	

・施策の方向8「サービスの充実について」

長年、課題としてあげられていた移動支援事業の使いにくさ、ヘルパー不足などについて具体的な考えはあるのか？

→この事業の使いにくさ 事業所が縮小している現状を厚木市でも危機感を持っており検討中。具体的な検討事項として

- ① 単価の見直しを事業所の活性化し充実したサービス内容を目指す。
- ② 通学支援に対する適応を目指す。
- ③ 新型コロナウイルスに介護者、本人などが感染した場合。

神奈川県では中井やまゆり園が受入れ先になっているが、移動についてのスキームが出ていない。新型コロナウイルスの第2波が来る前の検討事項であるが、この移動支援事業が利用できないかも検討していく。

施策の方向1「障がい者理解の促進」

現状と課題

障がい者が、地域で自分らしい暮らしを続けることができる地域共生社会を実現するために、市民一人一人が障がい・障がい者への理解を深めることが必要。

障がいには、先天的な障がいもあれば、疾病等による後天的な障がいもあることを理解し、誰もが自らのこととして考えることが重要。

取組方針

- ・障がい・障がい者に対する理解を深めるため、様々な機会を通して啓発を行う。
- ・お互いを理解し、他者の多様性を認める心を育むため、障がいがある人とない人とが交流する機会を促進する。
- ・障がい者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障がい者の文化活動の推進や、視覚障がい者等の読書環境の計画的な整備の推進。

主な取組

- ・「障害者福祉制度のあらまし～ふれあいをもとめて」の配布。
- ・障がいへの正しい理解を促進するための研修会などの開催。
- ・福祉体験教室の開催
- ・小・中学校による障害福祉サービス事業所の職場体験などへの参加促進。

施策の方向2「権利擁護の推進」

現状と課題

障がい特性により、物事を判断することが難しい場合、日常生活を送る上で様々な不利益を被ることがあります。障がい者が地域で安心して生活するためには、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くとともに、虐待防止などの人権の尊重や、親亡き後を見据えた成年後見制度の活用など、権利擁護を促進することが必要です。

取組方針

- ・障がいを理由とする差別の解消を目指し、市民の関心と理解を深め、地域社会における合理的配慮を推進するため、様々な機会を通して啓発を行う。
- ・障がい者の尊厳を守るため、虐待防止に向けた取組を行います。

主な取組

- ・厚木市成年後見制度利用促進基本計画の推進

- ・成年後見制度の普及・啓発
法人後見受任体制の構築の為、受任事業所を増やすなどの取組。

施策の方向3「相談支援体制の充実」

現状と課題

地域には、障がい児、高齢の障がい者、重度の障がい者、医療的なケアが必要な方など様々な方が生活しており、療育、就労、居住、通院等に係る問題など、生活の幅広い場面で困りごとが発生します。

障がい者やその家族の不安や孤立を防ぐためには、どのような困りごとがあっても、いつまでも気軽に相談できる身近な相談場所が必要です。

また、自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送る事ができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援する必要があります。

取組方針

- ・障がい者が自らの意思で暮らし方を決定できるよう、意思決定支援の推進を図ります。
- ・多様なニーズに対応するため、相談支援における総合的・専門的な機能の充実を図ります。
- ・市民の相談に丁寧にワンストップで対応するため、地域包括支援センターとの連携を強化し切れ目のない対応に心がけます。

主な取組

- ・基幹相談支援センターゆいはあとに発達障がい相談員を配置する。
- ・相談支援センターを2カ所増設する。
- ・障がい児相談支援所の開設及び利用促進。
- ・医療ケア児者の支援、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症について関係機関との連携体制の構築。

意見交換（施策1～3）

フレッシュ厚木

・障がい者が地域で暮らしたくても地域住民などの理解を得られにくい、親も子供に障がいがある事を話にくくい環境、そのような状況で障がいの理解促進は大切。障がいの理解啓発についての取組として厚木市精神保健福祉地域交流事業もあるが、子供向きではない。統合失調症などの精神疾患などを高校生以上の学校で勉強し子供のうちから精神疾患について学んでもらうのは良いのでは？

厚木市教育委員会

→小中学校で日常的に特別支援学級と通常の学級との交流の機会を多く設けている。教科について、家庭科や社会科の教科書では多様な人達を扱う場面が多くあります。また、現状では精神障がいについて扱っているかは確認できませんが、多くのお子さんの人権についても扱っている学校の取組みとしている。

厚木市

→ まだ、教育委員会の承認を得ていないが、各小中学校に厚木市職員、障がい当事者などで訪校して理解を深めることを検討していく。理解を深めることも検討。

厚木市自閉症児者親の会

・施策1 障がい理解促進について

当事者として、家族の理解も得られていないと感じている。家族の理解が得られず学校などで孤立してしまうことがある。地域の方に障がい者が当たり前身近にいることをもっと知ってもらいたい。

→地域で生活すること、会社で働くことなども障がい理解がないと難しい。障がいについて我が事として考えることが大切。どうすれば我が事として考えることができるか？検討していきたい。

厚木市・愛川町・清川村地域精神保健福祉団体連絡会

施策の方向1 障がい理解の促進について

小中学生による事業所の交流、取組みについて具体的にやってもらいたい。当連絡会としても協力します。

施策の方向4 「一貫した療育支援体制の確立」

現状と課題

- ・保育や教育の現場では、発達障がいのある子供、配慮を必要とする子供が増えています。共に生きる社会をつくるために、障がいのあるなしに関わらず、個人の持つ可能性を伸ばし、自立した生活を送れるよう、一人一人の状況に応じた支援が必要です。
- ・障がい児の生活の場には、教育、保健、福祉、医療、就労などの様々な関係機関が関わってきます。それぞれが連携を図り、一貫した支援を提供する体制の構築が必要です。
- ・重度の自閉症児、重症心身障がい児、医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、ニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する。

取組方針

- ・障害児通所支援事業所が、保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブなど生活の場で、支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加を推進します。
- ・児童発達支援センターは、障がいの重度化や重複化に対応する専門的機能の強化を図り、地域の専門的な通所拠点施設として位置づけ、重層的な障害児通所支援体制を構築する。また、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包括（インクルージョン）の推進を図ります。

主な取組

- ・乳幼児健康診査の実施
4か月児、8から9ヶ月児、1歳6か月児、3歳6か月児、5歳児、乳幼児経過検診、乳幼児精密健康診査 など。
- ・生まれてからの成長の記録や支援、教育の記録をファイルするマイサポートブックの更なる活用。
- ・発達障がい児者の家族等に対するペアレントトレーニング等の支援の実施。

施策の方向5 「多様な就労相談」

現状と課題

- ・障がい者が、地域の中で自分らしく自立した社会生活を送るために、就労は重要な要素、健

康状態に合わせた働き方、障がい特性に適した仕事、職場での理解、適正や能力などその人の状況に合わせた多様な就労の場の確保が大切。

・一般就労した後に、職場に定着することが課題となっています。障がい者の定着支援には就労面及び生活面での一般的な支援とともに、職場における障害に対する理解及び配慮が必要です。

・就労継続支援事業などの福祉的就労の場では、安定的な仕事の確保と工賃の底上げが課題となっている。

・障害者雇用者支援センター等の専門的機関を有効活用するためには、気軽に相談できる環境を整備するとともに、教育、雇用、福祉などの関係機関の連携による就労支援体制の構築が必要です。

取組方針

・障がい者本人の特性に配慮した就労相談を行います。福祉的就労、職業訓練、一般就労など様々な選択肢を視野に入れて、生活面での課題をフォローしながら支援に当たります。

・障害者雇用促進センター、県央地域就労援助センター障害者就業・生活支援センターぼむ、ハローワーク、就労移行支援事業所など関係機関との連携を図り、障がい者に対する就労から定着までの支援を実施するとともに、企業に対し障がいに対する理解促進や支援方法の助言などを実施します。

・障がい者が自分らしい豊かな生活を送るために、工賃アップに向けて、障害者就労施設等への優先調達を促進します。

主な取組

・障がい者基幹相談支援センター（障害者総合相談室ゆいはあと）による総合的な就労相談と専門的との連携強化。

・就労支援ネットワークの構築

・企業に対する障がい者雇用に関する助言などの支援の実施

・工賃アップに向けた取組み

・障がい者就労等施設共同受注窓口（仮称）の創設

・ゆいはあとに就労相談員を配置後、相談件数は増加している。

・厚木市内に窓口に創設就労継続支援 B 型事業所で作成した物品などを扱う窓口で相談を受け、発注するなど具体的な取組みも検討している。

施策の方向6「居住支援の充実」

現状と課題

・現在、地域で生活している障がい者が、本人や両親の高齢化、障がいの重度化等の要因により、安心した地域生活を送ることができない状況がある。

・親亡き後に、地域生活を継続することが困難になることが想定される方がいる。

・精神障がい者が、長期入院から地域生活に移行した際に、地域生活を継続する際の課題を抽出し、関係機関で共通認識を持つ必要があります。

・入所等から地域生活への移行に当たり、希望する地域での暮らしの実現に係る課題等について、具体的な検討を行う必要があります。

取組方針

・地域生活支援拠点の各機能を点検し、課題点については改善・強化した上で緊密に連携しま

す。

- ・介護者の急な不在など緊急事態が発生しても、地域生活の継続に向けてスムーズに対応できる支援体制を構築します。
- ・親亡き後の地域における生活の継続について、障がい者本人の意思を尊重しながら、家族、支援者が一体になって、事前に考えていく体制づくり推進します。
- ・精神障がい者が入院から地域生活に移行し、安心して生活を継続していくために、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて関係機関と協議及び連携し、支援体制の構築を推進します。

主な取組

- ・地域生活支援拠点の機能強化
- 全ての障がい種別に対応できる緊急時対応体制の構築
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について障がい者協議会などでの検討。
 - ・地域における居住支援
- 地域での居住確保について市内不動産及び支援機関との連携、地域生活の継続の為の課題抽出及び支援方法の検討。

施策の方向7「社会参加の促進」

現状と課題

- ・移動に制約のある障がい者が、地域において自立した生活を営み、社会活動に参加するためには、外出支援が必要です。そのため、障がい者が気軽に外出できるような環境整備が求められています。
- ・アンケートからも、外出時に家族やヘルパーの付き添いを必要としている方が多い事が分かります。ヘルパーが付き添う移動支援事業については「使いたいときに使えない」という声が多くあります。

取組方針

- ・手話通訳者及び要約筆記者の派遣要請に応えられるよう人材育成を図ります。
- ・外出支援については、公的なサービスとして行うべき事項と民家やボランティアを含めたサービスとして行うことができる事項の整理を行い、より利用しやすいサービスを目指した検討を行う。
- ・ガイドヘルパー（移動介護従事者）の不足を解消するため、人材確保に向けた取組みを行います。

主な取組

- ・外出支援の充実に向けた検討
- ・手話通訳者及び要約筆記者の要請

施策の方向8「日常生活を支えるサービスの充実」

現状と課題

- ・障がい者が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むため、多様なライフスタイルに対応できる支援など、障がいの特性に応じ、必要な支援を必要ときに受けられるよう、様々な福祉サービスが求められています。

・重度の障がいのある方や医療的ケア児など専門的な支援を必要とする方にサービスを提供できる事業所や人材が不足しています。

取組方針

・重度の自閉症、重症心身障がい、強度行動障がい、高次脳機能障がい、医療的ケア児等、専門的な支援を必要とする障がい者に対する支援の充実を推進します。
・障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、関係機関で協力し、研修の実施、多種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を推進します。

主な取組

・障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施（第5章参照）
移動支援事業の充実に向けた検討、また、日中一時支援事業の充実に向けた検討
・介護職の人材確保支援
就職相談会の開催、関係機関との協力による障がい福祉の現場の周知・広報

施策の方向9「健康・医療の充実」

現状と課題

・障がいの原因となる疾病や重症化を予防する観点から、保健・医療・福祉の連携による県央管理の為の相談や指導、障がい者が受診しやすい医療体制の充実が求められます。
・障がい特性によっては、生活の乱れから生活習慣病を発症する場合があります。衣食住といった基本的な生活習慣を維持できるような支援が必要です。

取組方針

・障がいの原因となる疾病や重度化を予防するため、健康診査の促進を図るとともに、受診後のフォローアップ体制の強化を図ります。
・保健師や栄養士などによる健康相談、健康教育及び訪問指導の充実を図ります。

主な取組

・障がいの予防と健康増進に向けた取組の充実
障がいの原因となる生活習慣病の予防、早期発見及び早期治療につなげるための健康診査（がん検診。肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診など）。また、健康相談、障がい者健康スイミングの実施。
・医療制度の充実
身体機能を回復するための自立支援医療費の給付（育成医療・更生医療）。精神科外来受診を継続して受けることができるため自立支援医療の給付。障がい者歯科診療の支援など。

施策の方針10「災害時支援体制の強化」

現状と課題

・大規模地震や風水害等の災害時に対しては、全ての市民が「自分の身は自分で守る」という自助の意識を持ち、十分な事前準備が必要です。障がい者は、自力で避難することや避難所で過ごすことが困難な場合があります。災害時の安否確認や避難時の近隣での助け合い活動が円滑に行われるよう、地域組織との日常的な関係作りが大切です。

取組方針

- ・厚木市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、地域における避難支援体制づくりに取り組みます。
- ・避難所生活が困難な障がい者について、災害時等における緊急時受入施設での受入態勢の整備を図ります。

主な取組

- ・地域の防災ネットワークづくり
自主防災隊、民生・児童委員、消防団、地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなどの関係者が連携して、災害時に避難支援を行なう体制の推進や障がい者が参加しやすい防災訓練等の実施。
- ・自助の為の事前対策の促進
聴覚障がい者へのファクシミリによる情報伝達サービス、自身、台風に伴う情報提供。ヘルプカードの活用。防災チェックリストの手引きの周知及び配布など。

施策の方向11「地域をつなぐネットワークの構築」

現状と課題

身近に支え合える知り合いがいないなど、地域の間人関係が希薄な人が増えています。自治会等の地域活動、ボランティアなどの市民活動を通して、地域における関係づくりや地域全体で支える仕組みづくりが求められている。

取組方針

- ・市民一人一人が、ささいな異変など「気づき」を感じることができるよう地域にゆるやかな見守り関係ができるよう働きかけます。
- ・地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

主な取組

- ・地域による見守り活動の充実
隣近所での声掛けや、いつもと違うことなどお互いに様子を気に掛けることから始める、日頃からの適度な距離感を持ったゆるやかな見守り活動の実施。障がいがあっても気軽に参加しやすいイベントや交流スペースの創出。
- ・障がい者相談支援センターと地域包括支援センターとの連携による総合相談支援の充実。
地域における様々な関係者のネットワーク構築。ネットワークを活用することにより、地域から孤立している世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯など支援が必要な世帯を把握するとともに、適切な支援につなげます。

施策の方針12「地域における人材などの創出と活用」

現状と課題

- ・日頃からの地域の中で顔の見える関係をつくり、誰も自分のできる範囲内で協力し合える環境づくりをすることが求められています。
- ・地域には、ボランティア、NPO法人、民間事業者、自治会、近隣住民などによる様々な活動が存在しています。地域のニーズに対する支援として、こうした活動につなげることが重要

です。

取組方針

- ・身近な地域の中での人のつながりを作り、日常生活での困りごとに気づき、手を差し伸べることができる人を増やしています。
- ・ボランティア活動など支援の担い手の養成に取り組みます。
- ・障害福祉サービス等の公的制度だけでなく、多様な主体による生活支援サービスを活用しながら、地域で支え合う体制を構築します。

主な取組

- ・支援の担い手の養成と活動支援
- ・地域での支え合う仕組み作りの支援

質疑・意見交換

厚木市自閉症児者親の会

施策の4の取組2 について

「特別支援教育推進部会の開催」について実際に実施しているのか？

→ 厚木市教育委員会

参加対象は市内の特別支援級の担任、特別介護支援員介、通常の学級でも特別支援の対象となる生徒がいる学級の担任など約 200 名。

2回/年（4・2月）開催している。

具体的な効果としては担当者のスキルは上がっているという実感はある。しかし、市内の教員全体のスキルアップも課題と感じているので今後、市内全教員を対象として発達障がいテーマにした研修会も実施予定。

⇒スキルを平均的に上げることも検討して欲しい。

厚木市居宅介護事業所連絡会

全ての施策にヘルパーの支援が必要。

医療的ケアについては、担うヘルパーや事業所が減っている。

⇒研修があってもマンパワー不足から参加もままならない。

まず、就職してくれる人もいない。報酬単価を上げて効果はどこまである、か？

ヘルパーも高齢化が始まっており不安を感じている。

厚木市

→ 事業所支援は大きな柱、特に居住支援にはヘルパーは大切なので今年度、もっと具体的な動きを考えている。

フレッシュ厚木

居住支援充実の追加や精神障がい者にも対応した包括ケア社会への取組みなどはありがたい。しかし、支援体制のリーダーについて厚木市なのか？保健福祉事務所なのか？などが分かりにくい。

厚木市居宅介護事業所連絡会

連携連携という言葉が乱立している。

厚木市

→ 連携は地域包括ケアシステムにとって重要であり課題と考えている。

フレッシュ厚木

先日、水害で避難をしたが避難所の雰囲気がピリピリしていた。当事者が避難所で安心して過ごせるか？不安を感じている。福祉避難所の話は進んでいるのか？

厚木市

→ 防災計画あるものの具体的に話は進んでいない。再度、担当課には福祉避難所の必要性について伝えている。新型コロナウイルスの対策は進んでいる。

議長（森屋）⇒司会（事務局：基幹相談支援センター長）

（４）その他

特になし

３ 閉 会

挨拶 副会長

以 上